

令和6年度菊池市地域公共交通計画策定業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度菊池市地域公共交通計画策定業務委託
計画期間：令和7年度～令和11年度（5年間）

2 履行場所

菊池市内全域及び関係路線が運行する周辺市町村

3 履行期間

契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで

4 業務の目的等

本市では、路線バスやコミュニティバス、乗合タクシーの利便性向上に取り組んできたが、公共交通の利用者減少や運転士の高齢化に伴う人材不足、令和2年からの新型コロナウイルス感染拡大による影響等により、本市の公共交通を取り巻く環境が大きく変化している。

一方で、近隣自治体へ大規模な企業進出が進み、本市においても経済発展や人口増加が期待される。

このような状況を踏まえ、既存の公共交通サービスの改善、充実を徹底するため令和6年度において菊池市地域公共交通計画を策定する。

本業務は、本市の地域の実情に応じた持続可能な地域公共交通のあり方を調査検討し、菊池市地域公共交通計画を策定するものである。

5 業務内容

(1) 上位計画及び関連計画との整合に向けた整理

本市の上位計画（市総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、市都市計画マスタープラン等）及び個別関連計画や、国及び県の関連計画や施策等により、地域公共交通計画の作成に関連する事項を整理する。なお、本業務において上位計画が策定中の場合は、各上位計画と整合性を保ちながら、随時整理していくものとする。

(2) 地域公共交通に関する現状の整理

1) 地域特性及び将来予測の分析整理

菊池市の地勢、人口、産業、土地利用、主要施設分布等における地域の現状及び将来の人口推計などについて以下のとおり整理する。

①人口に関する整理

- 地域特性（年齢・世代・地域・産業等）
- 将来予測（年齢・世代・地域・産業等）
- 人口流動（高齢化率、通勤・通学の流動等）
- ②道路状況に関する整理（今後の予定を含む）
- ③企業、市街地の開発状況に関する整理（今後の予定を含む）
- ④渋滞状況に関する整理
- ⑤土地利用に関する整理

2) 既存公共交通に関する現状の整理

①現在の地域公共交通の状況整理

市内を運行する路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー等に関する運行状況や運行形態、運行収支等について整理する。

②各公共交通の利用の現状整理

上記で整理した交通機関の利用状況について、定量的な整理を行う。なお、整理にあたっては、総数だけではなく、可能な限り利用者の属性を細かく分析できるように整理を行うものとする。

3) ニーズ調査

①市民アンケートの分析整理

市で実施した公共交通アンケートの結果を活用し分析を行う。追加で調査が必要な場合のみ市民アンケート調査を行う。

②利用者のヒアリング調査

コミュニティバス、乗合タクシー等の利用者に対し、利用者ニーズ等を把握するためヒアリング調査等を実施し、データ入力・集計・分析を行う。なお、その調査内容・方法は提案事項とする。

③目的地となる事業所（公共施設や空港・駅、産業施設を想定）のニーズ調査

地域公共交通を用いて移動する先（目的地）となり得る事業所（例：公共施設、空港、駅、医療機関、商店等）の地域公共交通に対する市内外等からのニーズ調査やヒアリング調査等を通じて実施し、データ入力・集計・結果の分析を行う。なお、調査対象数は10～15か所を想定し、特定の種類の事業所に偏り過ぎないように留意しながら選定することとし、その調査内容・方法は提案事項とする。

④地域懇談会の開催

本市乗り合いタクシーの運行地域6地域のうち最低でも4地域において地域懇談会を開催し、市民の移動ニーズの把握及び、必要な移動手段についての意見交換会を行う。なお、その地域懇談会の開催内容・回数等は提案事項とする。

(3) 課題の整理・分析

法の趣旨及び内容、上記(2)の整理及び分析を踏まえ、菊池市における交通渋滞や交通結節点等の地域公共交通の問題点・課題を整理する。

(4) 地域公共交通の目指すべき将来像、果たすべき役割の整理

各種法令や国・県の公共交通政策、本市のまちづくり方針等(総合計画、都市計画等)の課題を踏まえ、本市の地域公共交通の目指すべき将来像及び地域公共交通の果たすべき役割について検討し、提案する。

(5) 地域公共交通計画の目標、数値指標の検討

地域公共交通の問題点・課題、目指すべき将来像や役割を踏まえ、地域公共交通計画の目標について検討し、整理する。目標の検討にあたっては、本市の目標の達成状況を評価するための数値指標を併せて検討し、評価の実施時期及び評価方法を整理し、提案する。

(6) 計画実現のために必要な事業の検討提案(新モビリティサービス等の事業提案を含む)

計画の実現に向けた基本方針及び取組の方向性を整理したうえで、利用者数や費用対効果を踏まえた路線バス・乗合タクシー等の改善や利用促進策など、計画の実現の具体的な事業及び実施主体を検討し、提案する。また、各種手続き及び事業実施に必要な期間を確保した事業スケジュールを作成する。

併せて、地域公共交通のあり方について検討するにあたり、積極的に取り入れるべき公共交通機関に関するトレンドや本市の交通課題を解決するための新モビリティサービス(AI オンデマンド交通・ライドシェア・シェアサイクル等)について、新規提案を行う。提案については、先行事例の調査を行い、参考とする事例の選定にあたっては、本市の地域特性や公共交通特性を鑑みながら、本市の公共交通が発展する事例を選定するよう留意する。

(7) 上記(1)～(6)を踏まえた、地域公共交通計画(案)の作成

- ①計画策定の趣旨、計画の区域・期間
- ②地域の現状等(社会状況、経済状況を含む)
- ③上位関連計画の整理
- ④地域公共交通の現状等
- ⑤地域公共交通の役割と課題整理
- ⑥基本方針
- ⑦計画の目標(数値目標を含む)
- ⑧目標達成のための施策・事業(新モビリティサービス等の事業提案を含む)

⑨前各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し菊池市公共交通協議会で必要と認める事項

(8) 地域公共交通会議の運営支援

本計画の策定に向けて、関係主体での検討会議として「地域公共交通会議」を年4回程度実施することとし、この会議において使用する資料の作成、会議録の作成等を中心に、会議運営の支援を行う。また、計画案については発注者が実施するパブリックコメントで得た意見等の内容を整理するとともに計画への反映を行う。

(9) 市及び交通事業者との打ち合わせ協議（適宜）

本計画の作成にあたって、交通事業者や受託者との情報共有を進めるために必要とされる十分な回数の協議を実施する。

(10) 報告書作成

本業務の遂行についての報告書（業務報告書）を作成する。

中間報告 令和6年10月15日（火）まで ※新年度予算資料に適した内容とする。

最終報告 工期内（検査日を考慮し、3月中旬とする）

(11) 成果品の納品

①菊池市地域公共交通計画 A4版 100ページ程度 100部

②菊池市地域公共交通計画（概要版） 100部

③業務報告書・参考資料 一式 各2部

④上記①～③の電子データ 一式

6 その他

(1) 業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。菊池市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密事項を他人に漏らしてはならない。そのため、受託者はプライバシーマークの認証を取得していること。本業務終了後も同様とする。

(2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、必要に応じてその都度協議するものとする。また、受託者は、契約期間中常に国の動向に注視し市への状況提供を行うとともに、その結果、業務内容等について変更が必要となる場合には、市と協議のうえ、方向性を決定すること。

(3) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ菊池市と協議し、決定すること。

- (4) 本業務に関するノウハウが必須のため、受託者は本業務「公共交通計画」に関する調査及び計画策定実績が十分にあること。
- (5) 制作物にかかる所有権、著作権は菊池市に帰属する。
- (6) 本業務に関する進捗報告、打合せ・意見交換を適宜行い、場所は、原則市の庁舎内とする。また、打合せ等を行った際は、その都度、議事録を作成すること。
- (7) 本業務の履行に当たっては、地域振興課及びその他関係部署との連絡調整を行うとともに、民間の関係団体等に対しても、適宜ヒアリングを実施すること。